

『廃棄物問題についての提言』

——リサイクル社会を目指して——

平成5年6月

社団法人 香川経済同友会

『廃棄物問題についての提言』

— リサイクル社会を目指して —

目 次

I. はじめに	2頁
II. 香川県における廃棄物の現状と課題	3頁
1. 一般廃棄物	
2. 産業廃棄物	
III. 提 言	6頁
〔1〕 減量化について	
〔2〕 再生利用について	
〔3〕 中間処理施設について	
〔4〕 最終処分場の確保について	
〔5〕 その他	
IV. おわりに	11頁
参考資料：香川県下の一般廃棄物の指標	12頁
香川県下の産業廃棄物の指標	
政策委員会委員名簿	14頁

I . はじめに

使い捨て文化に代表される生活様式や経済活動の高度化に伴い、近年廃棄物問題は、排出量の増大のみならず、質の多様化とその処理の困難性をもたらし、環境問題の関心と相まって大きな社会・経済問題となりつつある。特に、最終処分場（埋立処分地）について地域住民の理解を得にくくなっていることから、その確保が年々難しくなっており、この問題が市民生活・産業活動そのものを制約しかねない状況となっている。

香川県でも、市町の処理すべき一般廃棄物については、事業系の廃棄物の増加や中間破碎処理施設等が少ないこともあって、また排出事業者等に処理責任のある産業廃棄物については、近時の産業活動の活発化等により、いずれもその最終処分場の残余量がこのままでは2～3年しか持たないという事態になりつつある。

こうした状況のもと、1991年は「リサイクル元年」ともいわれるように「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が抜本的に改正されるとともに、「再生資源の利用の促進に関する法律（いわゆるリサイクル法）」が施行され、廃棄物の減量化・再生利用の促進・適正処理の確保のために、事業者、消費者、国及び地方公共団体それぞれの部門で果たすべき義務及び役割が方向づけられたところである。

香川経済同友会では、このような情勢を踏まえ、香川県下の廃棄物問題の現状と今後の課題について検討を重ねてきたが、ここにその提言を行う。

平成5年6月

社団法人 香川経済同友会

代表幹事 丸 山 修

代表幹事 赤 澤 庄 三

政策委員長 小 関 哮 司

Ⅱ. 香川県における廃棄物の現状と課題

1. 一般廃棄物

(1) 香川県下における一般廃棄物の排出量は、85年度から毎年10%近く増加してきたが、89年度 342千tをピークにその後やや減少傾向にあり、91年度では 329千tとなっている。

一方、ごみの焼却施設は現在21ヶ所あるが、その半数以上の施設が完成より10年以上を経過し老朽化が進んでいる。

また、焼却処理ができない不燃ごみの最終処分場は26ヶ所あり、その残余量は約 140万㎡で、現状のペースで埋め立てられると平均的には約 8年間確保される見通しである。しかしながら、うち14ヶ所は残余年数が3年未満となっており、緊急の対応を迫られている市・町が増加している。

(2) これを高松市についてみると、総排出量は過去10年間で47%増加（年率 3.9%）し、91年度 129千tとなっており、全国平均（同 1.1 %）に比しかなり高い伸びを示している。

排出者別にみると、家庭系ごみは、地域での分別収集やコンポスト容器の普及により、ここ数年排出量に歯止めがかかっている。他方、事業系ごみの増加は著しく、ここ10年で約2倍となっており、市の総排出量に占める事業系ごみの割合は4割を超えるに至っている。そのうちの半分近くがオフィスから排出される紙ごみで、再生利用されずに焼却・埋立されているのが現状である。

次に、これを可燃ごみ、不燃ごみに分けてみると、近年、不燃ごみの伸びが著しい（過去10年間で75%増）。特に、食品類のトレーやラップの過剰包装が問題となっており、また、不燃ごみの中に産業廃棄物が混入していることも増加の一因と見られている。

一方、その処理については、可燃ごみは西部広域クリーンセンター（高松市、綾上町、綾南町、国分寺町による広域処理）及び南部広域清掃センター（高松市、香南町、塩江町による広域処理）の2ヶ所（焼却能力合計 340 t／日）にて焼却され、その焼却灰は南部広域清掃センター埋立地に処分されている。しかしながら、焼却処理能力は、このままでは96年度には限界に達する見込みである。このため、南部広域清掃センターを増設中（60 t／日）であるが、焼却能力を向上させても、最終処分場の残余年数は数年伸びるに過ぎない。なお、焼却余熱については、西部広域クリーンセンターにおいて 1,400kwの発電設備を併設しており、四国電力への売電も行われている。

不燃ごみの処理については、破碎処理など中間処理がほとんどなされないまま、綾南町陶の最終処分場に埋め立てられているのが実情で、しかも現処分場の残余量は3年程度しかないと見られる。

- (3) こうした状況の中で、このところ、消費者やスーパー等の業者を中心にリサイクルの動きが活発化しつつある。しかし、スチール缶・古雑誌等一部の回収品については、バーজন原料市況のあおりを受け、その価格が低迷し、再生ルートに乗りにくいといった問題が生じている。また、プラスチックトレイ等の回収品については、そのままでは再生利用の方法がなく、その処分に苦慮しているものも見られる。

リサイクルの動きを促進するためには、リサイクル品の利用技術開発、用途開発が大きな課題となっており、例えば、従来再生が困難とされていた廃プラスチックについても、近時、業界団体などが中心となって、リサイクルのための技術開発への取組みが始まっている。また、焼却灰そのものの資源化や減容化の大きい溶融処理施設等の技術開発も進められており、資源の再利用・最終処分場の延命化の観点から、これらの研究開発を積極的に推進する必要がある。

2. 産業廃棄物

- (1) 香川県における産業廃棄物の発生量は、89年で 309万 t となっており、過去7ヶ年で21%増（81～88年、年率 2.7%）と全国（80～85年 年率 1.4 %）に比し高い伸びとなっている。農業から排出される廃棄物を除くとその伸び率はさらに高い。

処理状況をみると、脱水・破碎等の中間処理による減量率が全国に比し少なく（香川県88年16.7%、全国85年30.0%）、その内容も単純な脱水処理の割合が高くなりつつある。また、再生利用率についても低下の傾向が見られ（81年 65.2%→88年 50.4%）、この結果、埋立て最終処分の比率が高くなっている（香川県88年32.9%、全国85年28.9%）。

- (2) 県下における最終処分場については、最近では、民間事業者による施設設置が用地の確保難等から極めて難しくなっており、増大する要最終処分量を(株)香川県環境保全公社に依存する比率が急増している（88年度公社依存率約17%）。しかし、その公社の最終処分場も、二次災害のおそれの少ない比較的安全な廃棄物を対象とする安定型の処分場にとどまっており、埋立処分地からの排水処理措置を施した管理型処分場の不足が問題となっている。

県下の最終処分場の残余量は約 300万 m³（比重 1 とすれば約 300万 t）と推定されており、建設残土が併せて処分されている実態を考慮すると、現状のままでは2年程で限界に達するものと思われ、事態は極めて深刻である。

Ⅲ．提 言

廃棄物問題は、最終処分場不足に象徴的にみられるように、市民生活・産業活動を制約しかねないほどに深刻化してきている。

これに対応するには、生産・流通段階で廃棄物の発生を少なくするような体制づくりや、リサイクル化、廃棄物中間処理の一層の推進を図るとともに、新たな最終処分場を確保する必要がある。

こうした観点から、以下に提言を掲げる。

〔1〕減量化について

(1) 過剰包装の抑制

一般廃棄物については、梱包材等の流通包装廃棄物の抑制が焦眉の課題であり、このため生産・流通業者自らが排出を抑える努力を行わなければならない。これを指導・支援するために、

- ① 県主催による簡易包装推進連絡会議等を通じての簡易包装化や、高松市が過剰包装の自粛を目的に導入を予定している「環境にやさしい店」登録制度を積極的に推進すること。
- ② 一般廃棄物の排出抑制を目的として改正廃棄物処理法（以下「改正法」という。）に盛り込まれた廃棄物減量等推進員を活用した監視・評価制度の導入を検討すること。

(2) 産業廃棄物の排出抑制

事業者自らが、産業廃棄物の処理という制約によって、生産活動そのものが抑制されかねない事態となりつつあることを十分自覚し、技術開発等により排出量そのものの削減を図ることが必要である。

これを指導・支援するために、

産業廃棄物の排出抑制を目的として改正法に盛り込まれた多量排出事業者に対する知事による処理計画作成の指示等の制度を積極的に活用すること。

〔2〕再生利用について

一般廃棄物及び産業廃棄物のリサイクル率向上が急務であり、具体的には、リサイクルルート確立による再生資源化が可能な廃棄物の回収促進並びに用途開発等による再生品の利用促進を図る必要がある。

(1) このうち、再生資源化が可能な廃棄物の回収促進については、

- ① 四国の場合は、大手メーカー系列の全国的な回収ルートから外れているケースもみられるため、鉄・アルミ・古紙・ガラスビン等種類ごとの回収ルートの実態の把握に努めるとともに、何らかの財政支援策も含め、リサイクルルート確立のための方策を講じること。
- ② 中古品の展示・販売・情報交換等を目的としたリサイクルセンターを、行政の関与の下に広域的視点から整備すること。
- ③ 事業系紙ごみについては、街区ごとの古紙共同回収システム（オフィス町内会）プランを推進させる等、事業者による分別回収を推進すること。
- ④ 現在、県では産業廃棄物交換制度を設けるとともに、瀬戸広域圏産業廃棄物交換推進協議会に参画しているが、そのPRに努める等、この制度の一層の活用を図ること。

(2) 再生品の利用促進については、

- ① 事業者自らが再生利用技術開発、用途開発を進めていくに当たって、民間優良技術の認証制度の創設等の支援策を検討すること。
- ② 利用技術等の基礎的な研究については、公的研究機関・大学等において研究開発体制を整備すること。

〔3〕中間処理施設について

不燃ごみ・粗大ごみ及び産業廃棄物について中間減容化を一層推進するため、破碎処理施設を早期に建設するとともに、焼却処理施設等の拡充を図る必要がある。

- ① 同施設の設置に当たっては、広域的対応が必要であり、また、危険性の高い特別管理廃棄物が増大していること等に鑑み、改正法により制度化された廃棄物処理センターないしは(財)香川県環境保全公社等、公的機関の活用を考えること。

なお、同施設に分別処理場を併設し、これら施設の一体的運営も検討すること。

- ② 現状、不燃ごみとして扱われることの多い廃プラスチックについて、安全なエネルギー源として有効利用が図られるよう、検討すること。
- ③ 焼却施設の新増設に当たっては、広域化・大型化を図ること等により、廃棄物発電等余熱利用システムの導入の検討を行うこと。
- ④ 現在、大川郡及び木田郡の一部が共同で導入を検討している高温熔融処理施設については、先発事例（岩手県釜石市、大阪府茨木市）における運営状態、技術開発動向等を見極めつつ、その導入の可能性を検討すること。

〔４〕最終処分場の確保について

最終処分場の残余量は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに僅少となっている状況から、地域住民の理解と協力を得ながら、新規の処分場を早急に確保していく必要に迫られている。このためには、

- ① 埋立処分地での有害物質流出など二次災害の防止に万全を期すこと。
- ② 埋立処分をする最終処分場、とりわけ管理型の最終処分場については、排出事業者処理責任の原則に基づき、事業者による確保を促進するとともに、改正法で制度化された廃棄物処理センターないし(圃)香川県環境保全公社等の公的機関においても、用地の確保・施設の設置を推進していくこと。
- ③ 内陸部での埋立処分地の確保が困難になってきていることから、現在建設が行われている三本松港をはじめとして、廃棄物埋立護岸制度を今後積極的に推進すること。

〔５〕そ の 他

- ① 県外受入産業廃棄物に関する事前協議制の徹底
県外受入産業廃棄物については、91年6月から原則禁止とし、特例的に事前協議により認める制度に移行し、一定の成果がみられることから、この制度をさらに徹底していくこと。
- ② 広域的対応の必要性
一般廃棄物対策は、もはや一市町村レベルでは解決できない状況にあることから、各市町村間での連絡・協調体制の確立を図ること。

③ 地域住民の理解と協力の確保

中間処理施設や最終処分場の設置に当たっては、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例等に従い、地域住民に対する配慮に十分留意すること。

IV おわりに

政策委員会では、発足以来環境問題を中心に勉強会及び討議を重ねてきたが、参考までにその主たる活動を以下に記録する。

- 1) 平成2年5月8日：第1回「政策委員会」を開催し、香川大学石津教授から地域政策と国土政策についての講演を伺うとともに、委員会の活動方針について討議した。
- 2) 平成2年6月13日：第2回「政策委員会」を開催し、地球規模的環境問題・自然保護・生活環境及び香川の環境問題について討議した。
- 3) 平成3年7月16日：第3回「政策委員会」を開催し、環境問題を今後どのように取り上げていくべきかについて討議した。
- 4) 平成3年2月4日：第4回「政策委員会」を開催し、香川県環境保健部 納田氏から地球環境問題についての講演を伺うとともに、意見交換を行った。
- 5) 平成3年8月29日：第5回「政策委員会」を開催し、香川県環境保健部 大久保氏から香川県における廃棄物対策の現状と課題についての説明を受け、意見交換を行った。
- 6) 平成3年9月18日：第6回「政策委員会」を開催し、高松市環境部 多田氏から高松市における一般廃棄物対策の現状と課題についての説明を受け、意見交換を行った。
- 7) 平成3年12月3日：第7回「政策委員会」を開催し、高松市環境部 龍満氏から一般廃棄物の収集と処理の現状についての説明を受け、意見交換を行った。
- 8) 平成4年10月6日：第8回「政策委員会」を開催し、前3回の勉強会及び廃棄物をめぐる法制度の動き、香川県下における処理の現状等をもとに、提言のポイントについて討議した。
- 9) 平成5年2月8日：第9回「政策委員会」を開催し、提言（案）を検討した。

最後に、本提言をまとめるにあたって関係各位から一方ならぬ御協力と御指導をいただいた。ここに記して謝意を表したい。

別表1 香川県下の一般廃棄物の指標

①県全体の一般廃棄物排出量の推移

(単位：t)

年度	85	86	87	88	89	90	91
排出量	280,156	299,135	320,645	336,259	341,816	338,376	329,376

(出所：県・廃棄物対策室)

②県全体の一般廃棄物排出量の地域別・処理内訳 (90年度)

(単位：t、%)

地域	総排出量		処 理 内 訳			
		構成比	自家処理	焼 却	埋 立	そ の 他
高松市	125,213	34	—	99,722	25,491	—
丸亀市	32,737	8	110	23,917	6,230	2,480
坂出市	22,000	6	15	16,749	5,236	—
善通寺市	11,564	3	—	6,864	3,056	1,644
観音寺市	12,079	3	542	11,168	369	—
郡部計	165,343	45	40,898	80,441	37,263	6,921
県合計	368,936	100	41,565	238,861	77,645	11,045

(出所：香川県統計年鑑)

③県下の一般廃棄物焼却処理施設 (92/12末) ④県下の一般廃棄物最終処分場 (92/12末)

経過年数	施設数
5年未満	3
5年～9年	7
10年～14年	2
15年～19年	7
20年以上	2
合計	21

(休止中施設は除く)

残余年数	施設数
3年未満	14
3年～5年	5
6年～9年	2
10年～19年	4
20年以上	1
合計	26

(出所：①に同じ)

⑤高松市の一般廃棄物排出量の推移

(単位：t、%)

年度	81	89	90	91	構成比	91/81 伸び率
	総排出量	87,908	122,802	125,213		
家庭系ゴミ	57,963	73,285	72,924	73,036	57	126
事業系ゴミ	29,945	49,517	52,289	55,853	43	187
可燃ゴミ	72,023	98,915	99,722	101,605	78	140
不燃ゴミ	15,885	23,887	25,491	27,824	22	175

(出所：高松市)

別表2 香川県下の産業廃棄物の指標

①香川県における産業廃棄物の発生量 (単位:千t)

	77年	82年	88年	89年
総発生量	2,394	2,518	3,043	3,092
(同上除農業)	(1,634)	(1,642)	(2,093)	(—)

②処理状況 (単位:千t、%、88年、全国は85年)

	発生量	中間処理 減 量	再生利用	最終処分	処理立
全 国	312,270 (100)	▲ 92,730 (▲ 30.0)	▲ 129,210 (▲ 41.4)	91,330 (28.9)	— (—)
香 川 県	3,043 (100)	▲ 508 (▲ 16.7)	▲ 1,534 (▲ 50.4)	927 (32.9)	853 (30.5)
香 川 県 (除農業)	2,093 (100)	▲ 508 (▲ 24.3)	▲ 590 (▲ 28.2)	921 (47.5)	847 (43.6)

③香川県下の中間処理施設 (単位:千t、%、除農業、88年)

設 置 者	施設数 (90/3 末)				処分量	
		脱 水	焼 却	その他		%
事 業 者	68	37	29	2	672	96
処理業者等	10	2	8	0	22	3
公共団体	14	13	1	0	3	1
計	92	52	38	2	697	100

④香川県下の最終処分場 (単位:千t、%、除農業、88年)

設 置 者	施設数 (90/3 末)			処分量	
		安定型	管理型		%
事 業 者	14	12	2	116	12.6
処理業者等	24	10	14	641	69.6
公共団体	3	1	2	6	0.7
公 社	3	3	0	158	17.1
計	44	26	18	921	100

社団法人香川経済同友会「政策委員会」委員名簿

〔代表幹事〕	丸山 修	南海プライウッド(株)	代表取締役社長	
	赤澤 庄三	帝國製薬(株)	代表取締役社長	
〔委員長〕	小関 哮司	日本開発銀行高松支店	支店長	
〔副委員長〕	渡辺 勵	四国コカ・コーラボトリング(株)	代表取締役社長	
〔幹事〕	大西 等	香川テレメッセージ(株)	代表取締役社長	
	久保 定市	日産プリンス香川販売(株)	代表取締役社長	
	田村 政雄	田村ポーリング(株)	取締役会長	
	中條 安雄	香川証券(株)	取締役社長	
	吉川 忠士	四国機工(株)	代表取締役社長	
	〔委員〕	綾 憲夫	(株)東亜工業所	代表取締役社長
		江口 英男	サンデン販売(株)四国支店	支店長
		大久保健二	開発コンクリート(株)	代表取締役社長
		岡田 吉朗	富士産業(株)	代表取締役
		籠池 宗平	弁護士籠池法律事務所	所長
河村 正和		弁護士河村・柳瀬法律事務所	所長	
酒巻 文昭		(株)徳島銀行高松支店	支店長	
篠原 公七		篠原物産(有)	取締役	
田中 良治		日生工業(株)	代表取締役社長	
三浦 一樹		住友生命保険(相)高松支社	支社長	
〔オブザーバー〕	向井 幸司	トヨタカローラ香川(株)	代表取締役	
	宗像 良三	(株)クボタ四国支社	支社長	
	山口 繁実	国際証券(株)高松支店	支店長	
	浅井 康次	日本開発銀行高松支店	調査役	
	〔事務局〕	石丸 尚志	(社)香川経済同友会	専務常任幹事事務局長
岡崎久美子		(社)香川経済同友会	調査主事	

『廃棄物問題についての提言』

—リサイクル社会を目指して—

平成 5 年 6 月 15 日発行

発 行 (株)香川経済同友会

専務常任幹事 石丸 尚 志
事務局長

〒760 高松市紺屋町 1-3
紺屋町清水ビル 6 階
TEL 0878-21-8754
FAX 0878-23-1160

(株)香川経済同友会提言 No. 12